

## 浜松市指定介護老人福祉施設優先入所指針の一部改正についてQ&A (ヤングケアラー関連)

Q 1 改正指針の「介護を過度に行っている」の過度の程度は？

A 1 こども家庭庁の通知によると、「過度に」とは、子ども・若者が「家族の介護その他の日常生活上の世話」を行うことにより、「社会生活を円滑に営む上での困難を有する」状態に至っている場合、すなわち、こどもにおいてはこどもとしての健やかな成長・発達に必要な時間（遊び・勉強等）を、若者においては自立に向けた移行期として必要な時間（勉強・就職準備等）を奪われたり、ケアに伴い身体的・精神的負荷がかかったりすることによって、負担が重い状態になっている場合を指すものとされています。

各家庭の状況は様々であると思われるので、ヤングケアラーに関わる関係者から、入所申込者の家庭の状況等を詳細に聴取するなどして、施設での適切な判断をお願いします。

Q 2 ヤングケアラーとは何歳までが該当するのか？

A 2 こども家庭庁の通知によると、支援の対象年齢は、こども期（18歳未満）に加え、進学や就職の選択など、自立に向けた重要な移行期を含む若者期を切れ目なく支えるという観点からおおむね30歳未満を中心としているが、子ども・若者期にヤングケアラーとして家族の世話を担い、子ども・若者にとって必要な時間を奪われたことにより、社会生活を円滑に営む上での困難を有する状態に引き続き陥っている場合等その状況等に応じ、40歳未満の者も対象となり得るとされています。

Q 1 の回答と同様、各家庭の状況は様々であると思われるので、ヤングケアラーに関わる関係者から、入所申込者の家庭の状況等を詳細に聴取するなどして、施設での適切な判断をお願いします。

<参考>ヤングケアラーに関する各種ツール（気づきツール等）

「ヤングケアラー支援に係るアセスメントツール等の使い方ガイドブック」にヤングケアラーに関する各種ツールが示されています（P43～）ので参考にしてください。

<https://www.deloitte.com/content/dam/assets-zone1/jp/ja/docs/industries/life-sciences-health-care/2025/jp-hc-yc-assessment-1.pdf>

Q 3 ヤングケアラーを介護者とみなさないこととした場合、介護を受ける高齢者がひとり暮らしでない場合、何点を加点すればいいのか？

A 3 他の同居している家族等が介護者となりうるか否か等家庭の状況により加点の点数は変わってくると考えています。

施設で設置する入所判定会等において、その家庭に必要な加点を検討いただくようお願いいたします。

入所判定会等で判定を行うに当たっては、生活相談員等は入所申込書の記載内容、当事者との面談結果等をもとに、「優先入所調査票」にできるだけ詳細に当該家庭の状況を記載するようにしてください。

Q 4 加点の点数が明確にできないのであれば優先指針の改正は不要だったのではないか？

A 4 これまでは、指針においてヤングケアラーに関する記載がなかったため、入所の申込があっても加点ができなかったり、相談はあったが入所の申込に至らなかったケースがあったと聞いています。

今回、改正をすることにより、入所の優先度が高くなったり、ヤングケアラーに関わる関係者が、ヤングケアラーが介護者となっている高齢者の入所をこれまで以上に検討することができることとなると考えています。